

○吉岡町移住支援金交付要綱

令和元年8月28日
訓令第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏から本町への移住者の移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって東京圏から本町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保するために、予算の範囲内で交付する吉岡町移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (3) 東京23区 地方自治法第281条第1項に規定する特別区の地域をいう。
- (4) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に置くことをいう。
- (5) マッチングサイト 群馬県又は他の都道府県が開設する移住者向けの求人サイトをいう。

(交付要件及び移住支援金の額)

第3条 移住支援金の交付の対象となるものは、第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件を満たす就職又は起業をした者とする。

- (1) 移住等に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - (ア) 住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
 - (イ) 住民票を異動する直前に、引き続き1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を異動する3月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
 - イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 平成31年4月26日以降に、本町に転入したこと。
- (イ) 本町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる要件の全てに該当すること。
 - (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以後に、本町に転入したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本申請時において転入後3年以上1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- エ 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他群馬県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトに移住支援金の対象として掲載している求人とする。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてイの求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
 - オ イの求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。ただし、令和元年度に限り、マッチングサイト開設前にあつては、群馬県又は他の都道府県のサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降とする。
 - カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 起業に関する要件 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して群馬県又は他の都道府県が実施する起業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(仮申請)

第4条 移住支援金の交付を希望する者は、就職に関する要件を満たすことになる場合には、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載してい

る求人に応募し採用が決定した後、起業に関する要件を満たすことになる場合には、起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後、吉岡町移住支援金交付申請書（仮申請用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 移住元の住民票の除票の写し（世帯向けの金額を申請する場合にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (3) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（前条第1号ア（イ）に該当する被用者又は雇用者に限る。）
- (4) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）（前条第1号ア（イ）に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (5) 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）（前条第1号ア（イ）に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。）
- (6) 移住先の就業先の就業証明書（仮申請用）（様式第2号）（前条第2号の要件を満たす場合に限る。）
- (7) 起業支援金の交付決定通知書（前条第3号の要件を満たす場合に限る。）

2 町長は、前項の仮申請を受けたときは、その申請内容を審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無を、吉岡町移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果について（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（本申請）

第5条 前条の仮申請を行った者は、転入から3月以上1年以内（第3条第2号の要件を満たす者については、就業からも3月経過後）に、吉岡町移住支援金交付申請書（本申請用）（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
 - (2) 移住先の就業先の就業証明書（本申請用）（様式第5号）
- （交付決定）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、当該申請が第3条第1号の要件を満たし、かつ同条第2号又は第3号の要件を満たすと認めるときは、吉岡町移住支援金交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（交付方法）

第7条 前条の交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、吉岡町移住支援金請求書（様式第7号）に移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）が確認できるものに限る。）を添えて、町長に請求しなければならない。

（支援金の返還）

第8条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じて当該各号の要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、町長が認めた場合には、この限りではない。

- (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に本町から転出した場合
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本町から転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第51号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第75号)

この訓令は、公布の日から施行する。